

特定非営利活動法人 ケアサービスくまもとサンアンドムーン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ケアサービスくまもとサンアンドムーン という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不特定多数の人たちに対して、健康で安心して暮らせるよう、ウイズユーの精神に基づき、生活支援と介護等に関する事業及び、地域の交流を図る事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護事業
 - ① 通所介護事業
 - ② 訪問介護事業
 - ③ 訪問看護事業
 - ④ 居宅介護支援事業
 - ⑤ その他の介護事業
 - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業
 - ⑦ 高齢者・障害者・共生賃貸住宅並びに不動産管理事業
 - ⑧ 介護予防訪問介護事業
 - ⑨ 介護保険法に基づく第1号訪問事業
 - ⑩ 介護予防通所介護事業

⑪ 介護保険法に基づく第1号通所事業

- (2) 子育て支援事業
- (3) 温泉施設事業
- (4) 高齢者等に特有の諸問題に関する相談事業
- (5) 後見人の受任、指導及び育成事業
- (6) 高齢者等のための財産管理、各種契約締結及び各種申請など手続き支援事業
- (7) コミュニティビジネス事業
- (8) 福祉に関するセミナー事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本法人は、入会に際しての条件はこれを定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、前2項のものの入会を認めないとときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納められた入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、**第24条**第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、**第24条**第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも**会日の5日前**までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるもとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の補正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) 他の事業を行う場合における、その種類その他当該他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) **社員**総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) **社員**の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、**官報**に掲載して行う。**ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。**

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木下 真理子
副理事長	宮川 美 智
理事	南部 君 子
同	前田 吉 子
同	下田 瞳 子

同 濱村 千恵美
同 立山 範 子
監事 吉本 貞一郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から12年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1,000円	賛助会員	0円
(2) 年会費	正会員	2,000円	賛助会員	1,000円

(法第10条第1項関係様式例)

平成30年度事業計画書

平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

特定非営利活動法人 ケアサービスくまもと サンアンドムーン

1 事業実施の方針

一人一人の気持ちに寄り添う介護を目指して、職員の皆さんとともに努力してまいります。
それぞれの職員が楽しく、持てる能力を發揮し、地域社会に貢献できるように育成し、寄与します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数(月平均)	支出見込額(千円)
介護事業	通所介護事業	年間	南阿蘇村	4名	菊陽町・南阿蘇村近郊 高齢者 10名	24,245
	訪問介護事業	年間	熊本市・南阿蘇村	7名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者 30名	
	訪問看護事業	年間	南阿蘇村	2名	南阿蘇村近郊高齢者 3名	
	居宅介護支援事業	年間	熊本市 南阿蘇村	1名	南阿蘇村近郊高齢者 10名	
	その他の介護事業	年間	熊本市 南阿蘇村	8名	熊本市・南阿蘇村近郊 一般 10名	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業	年間	熊本市 南阿蘇村	2名	熊本市・南阿蘇近郊の 障害者 2名	
	高齢者・障害者・共生賃貸住宅並びに不動産管理事業	年間	南阿蘇村	7名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者・障害者 10名	
	介護予防訪問介護事業	年間	熊本市	1名	熊本市高齢者 1名	
	介護保険法に基づく第1号訪問事業	年間	熊本市	1名	熊本市・高齢者 2名	
	介護予防通所介護事業	年間	南阿蘇村	3名	熊本市・高齢者 2名	
	介護保険法に基づく第1号通所事業	年間	熊本市	1名	熊本市・高齢者 1名 4名	

子育て支援事業	産後ホームヘルプ サービス	年間	熊本市・ 南阿蘇村	3名 3名	熊本市近郊一般 一般	305 763
温泉施設事業	地域の活性化と交流、 健康増進を図る	年間	南阿蘇村	3名 20名	20名	
高齢者等に特 有の諸問題に 関する相談業 務	相談業務	年間	南阿蘇村	1名 1名	一般 1名	20
後見人の受任、 指導及び育成事 業	後見人制度相談事業	年間	南阿蘇村	1名 1名	一般 1名	10
高齢者のため の財産管理、 各種契約締結 及び各種申請 などの手続き 支援事業	財産管理、各種契約申請手 続き業務	年間	南阿蘇村	1名 1名	一般 1名	50
コミュニティ ビジネス事業	食堂・売店の運営	年間	南阿蘇村 熊本市	1名 15名	15名	50
福祉に関する セミナー事業	福祉に関する 研修会の実施	年 1回	南阿蘇村 熊本市	2名 30名	30名	12

法人名：特定非営利活動法人 ケアサービスくまもとサンアンドムーン

活動予算書

平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
受取国庫補助金	0		0
2. 事業収益			
①介護事業	30,500,000		30,500,000
②子育て支援事業	600,000		600,000
③温泉施設事業	700,000		700,000
④高齢者相談事業	25,000		25,000
⑤後見人育成事業	15,000		15,000
⑥高齢者手続き支援事業	50,000		50,000
⑦コミュニティビジネス事業	100,000		100,000
⑧福祉セミナー事業	10,000		10,000
3. その他収益			
受取利息	100		100
受取配当金	500		500
雑収入	10,000		10,000
経常収益計	32,010,600	0	32,010,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,000,000		12,000,000
法定福利費	900,000		900,000
人件費計	12,900,000	0	12,900,000
(2) その他経費			
給食材料費	2,100,000		2,100,000
福利厚生費	50,000		50,000
広告宣伝費	80,000		80,000
運賃	5,000		5,000
水道光熱費	2,500,000		2,500,000
車両関連費	650,000		650,000
事務用消耗品費	100,000		100,000
備品消耗品費	750,000		750,000
賃借料	800,000		800,000
支払保険料	900,000		900,000
修繕費	1,000,000		1,000,000
租税公課	1,300,000		1,300,000
減価償却費	1,200,000		1,200,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信費	800,000		800,000
支払手数料	120,000		120,000
雑給	50,000		50,000
支払報酬費	50,000		50,000
その他経費計	12,555,000	0	12,555,000
事業費計	25,455,000	0	25,455,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,680,000		1,680,000
人件費計	1,680,000	0	1,680,000
(2) その他経費			
地代家賃	430,000		430,000
諸会費	10,000		10,000
寄付金	10,000		10,000
広報費	50,000		50,000
図書研修費	40,000		40,000
支払報酬費	1,200,000		1,200,000

支払利息	1,800,000	1,800,000
その他経費計	3,540,000	3,540,000
管理費計	5,220,000	5,220,000
経常費用計	30,675,000	30,675,000
当期経常増減額	1,335,600	1,335,600
III 経常外収益		
受贈益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
租税公課	0	0
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		1,335,600
法人税・住民税及び事業税		131,100
当期正味財産増減額		1,204,500
前期繰越正味財産額		29,598,688
次期繰越正味財産額		30,803,188

活動予算書の注記(平成 30 年度)

法人名：（特定非営利活動法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン）

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1)固定資産の減価償却の方法

建物は定額法、建物以外は定率法

(2)施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

なし

(3)ボランティアによる役務の提供

なし

(4)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	介護事業事業費	子育て支援事業費	温泉施設事業費	高齢者等に特有の諸問題に関する相談事業費	後見人の受任、指導及び育成事業費	高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請などの手続き支援事業費	コミュニティビジネス事業費	福祉に関するセミナー事業費	合計
(1) 人件費									
給料手当	11,530,000	300,000	130,000	20,000	10,000		0	10,000	12,000,000
法定福利厚生費	900,000	0	0	0	0	0	0	0	900,000
人件費計	12,430,000	300,000	130,000	20,000	10,000	0	0	10,000	12,900,000
(2) その他経費									
給食材料費	2,100,000	0	0	0	0	0	0	0	2,100,000
福利厚生費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	50,000
広告宣伝費	50,000	0	30,000	0	0	0	0	0	80,000
運賃	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
水道光熱費	2,000,000	0	500,000	0	0	0	0	0	2,500,000
車両関連費	650,000	0	0	0	0	0	0	0	650,000
事務用消耗品費	90,000	5,000	3,000	0	0	0	0	2,000	100,000
備品消耗品費	600,000	0	100,000	0	0	0	50,000	0	750,000
賃借料	800,000	0	0	0	0	0	0	0	800,000
支払保険料	900,000	0	0	0	0	0	0	0	900,000
修繕費	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000,000
租税公課	1,300,000	0	0	0	0	0	0	0	1,300,000
減価償却費	1,200,000	0	0	0	0	0	0	0	1,200,000
旅費交通費	100,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000
通信費	800,000	0	0	0	0	0	0	0	800,000
支払手数料	120,000	0	0	0	0	0	0	0	120,000
雑給	0	0	0	0	0	50,000	0	0	50,000
支払報酬費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	50,000
その他経費計	11,815,000	5,000	633,000	0	0	50,000	50,000	2,000	12,555,000
合計	24,245,000	305,000	763,000	20,000	10,000	50,000	50,000	12,000	25,455,000

(法第10条第1項関係様式例)

平成31年度事業計画書

平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

特定非営利活動法人 ケアサービス くまもと サンアンドムーン

1 事業実施の方針

利用者さんの思いを受け止め、温かみのある介護を目指します。

皆で考え、行動を起こしより良い日々を送っていただけるように、多くの方に頂いたありがとうございます。胸に、社会貢献をしていきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数(月平均)	支出見込額(千円)
介護事業	通所介護事業	年間	南阿蘇村	4名	菊陽町・南阿蘇村近郊 高齢者 10名	23,110
	訪問介護事業	年間	熊本市・南阿蘇村	7名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者 30名	
	訪問看護事業	年間	南阿蘇村	2名	南阿蘇村近郊高齢者 3名	
	居宅介護支援事業	年間	熊本市 南阿蘇村	1名	南阿蘇村近郊高齢者 10名	
	その他の介護事業	年間	熊本障害者 自立支援法 に基づく指 定障害者福 祉サービス 事業市 南阿蘇村	8名	熊本市・南阿蘇村近郊 一般 5名	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業	年間	熊本市 南阿蘇村	2名	熊本市・南阿蘇近郊の 障害者 2名	

	高齢者・障害者・共生賃貸住宅並びに不動産管理事業	年間	南阿蘇村	10名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者・障害者 10名	
	介護予防訪問介護事業	年間	熊本市	1名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者 1名	
	介護保険法に基づく第1号訪問事業	年間	熊本市・南阿蘇村	1名	熊本市・南阿蘇村近郊 高齢者 1名	
	介護予防通所介護事業	年間	南阿蘇村	1名	熊本市・高齢者 1名	
	介護保険法に基づく第1号通所事業	年間	南阿蘇村	3名	南阿蘇村近郊・高齢 2名	
子育て支援事業	産後ホームヘルプ サービス	年間	熊本市・	3名	熊本市近郊一般 10名	305
温泉施設事業	地域の活性化と交流、 健康増進を図る	年間	南阿蘇村	3名	一般 30名	1,705
高齢者等に特有 の諸問題に関する相談業務	相談業務	年間	南阿蘇村	1名	一般 2名	20
後見人の受任、指導 及び育成事業	後見人制度相談事業	年間	南阿蘇村	1名	一般 1名	10
高齢者のための 財産管理、各種契約締結及び各種申請などの手続き支援事業	財産管理、各種契約申請手続き業務	年間	南阿蘇村	1名	一般 1名	50
コミュニティ ビジネス事業	食堂・売店の運営	年間	南阿蘇村 熊本市	1名	一般 15名	50
福祉に関する セミナー事業	福祉に関する研修会の 実施	年 1回	南阿蘇村 熊本市	1名	一般 30名	5

法人名：特定非営利活動法人 ケアサービスくまもとサンアントムーン

活動予算書

平成31年 4月 1日 ~ 平成32年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
受取国庫補助金	0		0
2. 事業収益			
①介護事業	30,000,000		30,000,000
②子育て支援事業	600,000		600,000
③温泉施設事業	3,200,000		3,200,000
④高齢者相談事業	25,000		25,000
⑤後見人育成事業	15,000		15,000
⑥高齢者手続き支援事業	50,000		50,000
⑦コミュニティビジネス事業	100,000		100,000
⑧福祉セミナー事業	10,000		10,000
3. その他収益			
受取利息	100		100
受取配当金	500		500
雑収入	10,000		10,000
経常収益計	34,010,600	0	34,010,600
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,500,000		12,500,000
法定福利費	900,000		900,000
人件費計	13,400,000	0	13,400,000
(2) その他経費			
給食材料費	2,000,000		2,000,000
福利厚生費	50,000		50,000
広告宣伝費	80,000		80,000
運賃	5,000		5,000
水道光熱費	2,500,000		2,500,000
車両関連費	600,000		600,000
事務用消耗品費	100,000		100,000
備品消耗品費	800,000		800,000
賃借料	800,000		800,000
支払保険料	900,000		900,000
修繕費	500,000		500,000
租税公課	1,300,000		1,300,000
減価償却費	1,100,000		1,100,000
旅費交通費	100,000		100,000
通信費	800,000		800,000
支払手数料	120,000		120,000
雑給	50,000		50,000
支払報酬費	50,000		50,000
その他の経費計	11,855,000	0	11,855,000
事業費計	25,255,000	0	25,255,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,680,000		1,680,000
人件費計	1,680,000	0	1,680,000
(2) その他経費			
地代家賃	630,000		630,000
諸会費	10,000		10,000
寄付金	10,000		10,000
広報費	50,000		50,000
図書研修費	40,000		40,000
支払報酬費	1,200,000		1,200,000

支払利息	1,700,000	1,700,000
その他経費計	3,640,000	0
管理費計	5,320,000	0
経常費用計	30,575,000	0
当期経常増減額	3,435,600	0
III 経常外収益		
受贈益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
固定資産売却損	0	0
租税公課	0	0
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		3,435,600
法人税・住民税及び事業税		131,100
当期正味財産増減額		3,304,500
前期繰越正味財産額		30,803,188
次期繰越正味財産額		34,107,688

活動予算書の注記(平成 31 年度)

法人名：（特定非営利活動法人ケアサービスくまもとサンアンドムーン）

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物は定額法、建物以外は定率法

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

なし

(3) ボランティアによる役務の提供

なし

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	介護事業事業費	子育て支援事業費	温泉施設事業費	高齢者等に特有の諸問題に関する相談事業費	後見人の受任、指導及び育成事業費	高齢者のための財産管理、各種契約締結及び各種申請などの手続き支援事業費	コミュニティビジネス事業費	福祉に関するセミナー事業費	合計
(1) 人件費									
給料手当	11,100,000	300,000	1,070,000	20,000	10,000	0	0	0	12,500,000
法定福利厚生費	900,000	0	0	0	0	0	0	0	900,000
人件費計	12,000,000	300,000	1,070,000	20,000	10,000	0	0	0	13,400,000
(2) その他経費									
給食材料費	2,000,000	0	0	0	0	0	0	0	2,000,000
福利厚生費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	50,000
広告宣伝費	50,000	0	30,000	0	0	0	0	0	80,000
運賃	5,000	0	0	0	0	0	0	0	5,000
水道光熱費	2,000,000	0	500,000	0	0	0	0	0	2,500,000
車両関連費	600,000	0	0	0	0	0	0	0	600,000
事務用消耗品費	85,000	5,000	5,000	0	0	0	0	5,000	100,000
備品消耗品費	650,000	0	100,000	0	0	0	50,000	0	800,000
賃借料	800,000	0	0	0	0	0	0	0	800,000
支払保険料	900,000	0	0	0	0	0	0	0	900,000
修繕費	500,000	0	0	0	0	0	0	0	500,000
租税公課	1,300,000	0	0	0	0	0	0	0	1,300,000
減価償却費	1,100,000	0	0	0	0	0	0	0	1,100,000
旅費交通費	100,000	0	0	0	0	0	0	0	100,000
通信費	800,000	0	0	0	0	0	0	0	800,000
支払手数料	120,000	0	0	0	0	0	0	0	120,000
支払報酬費	50,000	0	0	0	0	0	0	0	50,000
雑給	0	0	0	0	0	50,000	0	0	50,000
その他経費計	11,110,000	5,000	635,000	0	0	50,000	50,000	5,000	11,855,000
合計	23,110,000	305,000	1,705,000	20,000	10,000	50,000	50,000	5,000	25,255,000